



埼玉県報

第 461 号
令和 5 年(2023 年)
10 月 31 日
火曜日

目次

告示

- 埼玉県人事行政の運営等の状況の公表（人事課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関及び施術機関の指定(社会福祉課)
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の変更の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関及び指定施術機関の廃止の届出（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の変更の届出(社会福祉課)
- 宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- ヘリコプターテレビシステムの賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 運転免許証作成システムの賃貸借に関する入札公告（会計課）
- 交通管制システム保守業務に関する契約の相手方等の公示（施設課）
- 一般国道 407 号の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道川越越生線の区域の変更（飯能県土整備事務所）
- 県道越谷野田線の供用の開始（越谷県土整備事務所）

告 示

埼玉県告示第千二百八十一号

埼玉県の人事行政の運営等の状況について、埼玉県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成十七年埼玉県条例第四号）第六条の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

人事行政の運営等の状況の公表

第1 人事行政の運営の状況

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の採用及び退職等の状況（令和4年度）

（単位：人）

職種	採用	離職								合計
		退職					免職			
		定年	勸奨	普通	死亡	任期満了	分限	懲戒	失職	
一般行政職	743	274	52	163	9	240	0	3	0	741
研究職	21	7	1	8	0	6	0	0	0	22
医療職	83	16	9	29	1	32	0	0	0	87
技能労務職	14	14	2	1	1	9	0	0	0	27
教育職	4,764	1,003	119	441	17	2,651	0	6	0	4,237
警察職	383	155	36	111	8	25	2	0	0	337
企業職	26	3	1	2	0	7	0	0	0	13
合計 (構成比)	6,034	1,472 (26.9%)	220 (4.0%)	755 (13.8%)	36 (0.7%)	2,970 (54.4%)	2 (0.0%)	9 (0.2%)	0 (0.0%)	5,464 (100%)

(注) 1 上記の数は、再任用職員を含みます。

2 職種の区分については、次のとおりです(以下(2)及び8職員の退職管理の状況に同じ)。

一般行政職・・・他のいずれにも該当しない職員

研究職・・・研究職給料表適用者

医療職・・・医療職給料表(一)、医療職給料表(二)及び医療職給料表(三)の各適用者

技能労務職・・・技能職給料表適用者

教育職・・・教育職給料表(一)及び教育職給料表(二)の各適用者並びに指導主事及び社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員

警察職・・・公安職給料表適用者

企業職・・・企業職給料表(一)、企業職給料表(二)、下水道企業職給料表の各適用者

3 数字の単位未満は、四捨五入しました。このため、内訳の計が100%にならない場合があります(以下(2)に同じ)。

(2) 職員の昇任及び降任の状況（令和4年度）

<知事等>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	188	129	126	88	39	20	10	10
研究職	9	4	10	6	5	1	0	0
医療職	28	7	13	5	4	1	2	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	1	0	2	0	1	1	0	0
企業職	19	14	12	6	3	2	3	0
合計 (構成比)	245 (32.3%)	154 (20.3%)	163 (21.5%)	105 (13.8%)	52 (6.9%)	25 (3.3%)	15 (2.0%)	10

(注) 1 知事等とは、任命権者が、知事、議長、選挙管理委員会、代表監査委員、人事委員会、公営企業管理者及び下水道事業管理者であるものを言います(以下同じ)。

<教育委員会>

（単位：人）

区分	昇任							降任
	主任	主査級	主幹級	副課長級	課長級	副部長級	部長級	
一般行政職	74	57	33	9	14	10	3	2
医療職	1	4	0	0	0	0	0	0
技能労務職	0	0	0	0	0	0	0	0
教育職	0	0	0	0	0	0	0	0
合計 (構成比)	75 (36.6%)	61 (29.8%)	33 (16.1%)	9 (4.4%)	14 (6.8%)	10 (4.9%)	3 (1.5%)	2

(単位：人)

区分	昇任				降任
	主幹教諭	教頭	副校長	校長	
教育職	189	248	6	179	17
合計 (構成比)	189 (30.4%)	248 (39.9%)	6 (1.0%)	179 (28.8%)	17

<警察本部長>

(単位：人)

区分	昇任					降任
	巡査部長 主任	警部補 係長	警部 課長補佐	警視 調査官級	所属長級	
警察官	294	197	86	31	20	1
一般職員	29	22	10	4	2	0
研究職	3	1	0	0	0	0
合計 (構成比)	326 (46.6%)	220 (31.5%)	96 (13.7%)	35 (5.0%)	22 (3.1%)	1

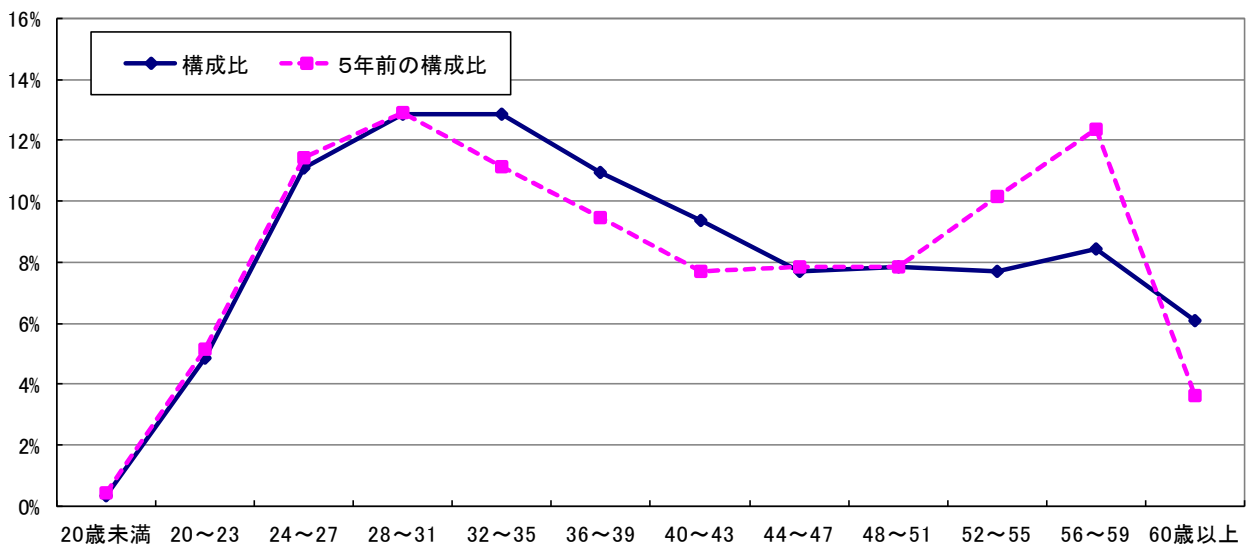
(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在 単位：人)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		令和4年	令和5年		
普通会計部門	議会	67	67		
	総務	1,211	1,219	+8	社会全体のDX推進
	税務	569	568	▲1	執行体制の見直し
	民生	1,049	1,083	+34	児童虐待防止対策の強化
	衛生	1,587	1,555	▲32	執行体制の見直し
	商工	328	334	+6	社会経済対策
	労働	198	200	+2	執行体制の強化
	農林水産	903	900	▲3	執行体制の見直し
	土木	1,283	1,274	▲9	執行体制の見直し
	小計	7,195	7,200	+5	
	教育部門	41,080	41,187	+107	国の定数改善に伴う増
警察部門	12,858	12,857	▲1	執行体制の見直し	
小計	61,133	61,244	+111		
公営企業部門	病院	184	185	+1	執行体制の強化
	水道	339	341	+2	執行体制の強化
	下水道	127	127		
	その他	109	105	▲4	執行体制の見直し
	小計	759	758	▲1	
合計	61,892	62,002	+110		

(注) この表は、総務省定員管理調査の区分に基づき、職員の配置状況を行政部門別に表にしたもので、職員数は定数条例上の定数とは異なります。

(4) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	199人	3,003人	6,884人	7,957人	7,969人	6,773人	5,816人	4,779人	4,867人	4,757人	5,228人	3,770人	62,002人

(5) 職員定数の適切な管理

業務のスクラップ・アンド・ビルドや事業手法の見直しを絶えず行うとともに、災害対応など県民の生命・財産に重大な影響を及ぼす事案に迅速的確に対応するため、組織体制及び職員定数等を見直しています。

なお、企業局、下水道局、教育委員会（事務局職員及び県立学校事務職員等県の裁量により削減が可能な職員に限る。）においても、職員定数を適切に管理することとしています。

2 職員の人事評価の状況

＜知事及び教育委員会（事務局職員）＞

評価制度の概要	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価：仕事の実績（業績と過程）を評価 <ul style="list-style-type: none"> ①業績評価：仕事の成果と手順を測定（目標管理を活用） ②職務遂行過程評価：職務遂行における過程の適正さを測定 能力評価：職務遂行を通じて発揮された能力と執務姿勢を評価 																																
対象職員	一般職の職員																																
評価期間等	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：2月1日 評価対象期間：4月1日～翌3月31日 能力評価 <ul style="list-style-type: none"> 評価基準日：11月1日 評価対象期間：前年11月2日～11月1日（基準日以前1年間） 																																
評価の基準	<ul style="list-style-type: none"> 実績評価（最終評価） <table border="1" data-bbox="454 667 1425 936"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>実績が特に良好である</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>（Sは実績が極めて良好な場合）</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>実績が良好である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>実績がやや良好でない</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>実績が良好でない</td> </tr> </tbody> </table> 能力評価（最終評価） <table border="1" data-bbox="454 1014 1425 1283"> <thead> <tr> <th>評語</th> <th>内容</th> <th>分布制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>S</td> <td>職位における期待水準を大きく上まわる</td> <td>対象者数の10%以内</td> </tr> <tr> <td>A</td> <td>職位における期待水準を上まわる</td> <td>対象者数の30%からSの数を除いた数以内</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職位における期待水準である</td> <td rowspan="3">分布制限なし</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職位における期待水準を下まわる</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職位における期待水準を大きく下まわる</td> </tr> </tbody> </table> 	評語	内容	分布制限	S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内	A	（Sは実績が極めて良好な場合）	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	実績が良好である	分布制限なし	C	実績がやや良好でない	D	実績が良好でない	評語	内容	分布制限	S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内	A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内	B	職位における期待水準である	分布制限なし	C	職位における期待水準を下まわる	D	職位における期待水準を大きく下まわる
評語	内容	分布制限																															
S	実績が特に良好である	対象者数の10%以内																															
A	（Sは実績が極めて良好な場合）	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	実績が良好である	分布制限なし																															
C	実績がやや良好でない																																
D	実績が良好でない																																
評語	内容	分布制限																															
S	職位における期待水準を大きく上まわる	対象者数の10%以内																															
A	職位における期待水準を上まわる	対象者数の30%からSの数を除いた数以内																															
B	職位における期待水準である	分布制限なし																															
C	職位における期待水準を下まわる																																
D	職位における期待水準を大きく下まわる																																
評価結果等の活用	評価結果を、人事配置及び給与へ反映させるとともに、能力開発に活用している。																																
その他	評価者研修を実施（実施主体：彩の国さいたま人づくり広域連合）																																

<教育委員会（県立学校）>

<p>評価制度の概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目標による管理の手法 ・ 実績(目標の達成状況)及び行動プロセス(能力、意欲等)を総合的に評価、教職員は併せてチームワーク行動を評価 ・ 複数の評価者による評価 ・ 評価結果のフィードバック ・ 評価結果の活用(人材育成、人事管理、給与への反映等) ・ 体系的な評価者研修の実施 ・ 苦情相談窓口の設置、苦情対応制度の整備 																		
<p>対象職員</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全ての職員(埼玉県教育委員会教育長の定める者を除く。) 																		
<p>評価期間等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基準日: 2月1日 ・ 評価期間: 基準日の属する年度の4月1日から翌年の3月31日まで 																		
<p>評価の基準</p>	<p>実績及び行動プロセスの総合評価基準</p> <table border="1" data-bbox="475 680 1433 913"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である</td> </tr> <tr> <td>D</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table> <p>チームワーク行動の評価者評価の基準</p> <table border="1" data-bbox="475 1012 1442 1196"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている</td> </tr> </tbody> </table>	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である	D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている	評価	内容	A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。	B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある	C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を大幅に上回っている																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており 概ね期待どおりである																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、努力が必要である																		
D	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
評価	内容																		
A	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしており、期待どおりである。																		
B	職務を遂行する上で、通常必要な水準を概ね充たしているが 改善すべき点がある																		
C	職務を遂行する上で、通常必要な水準を充たしておらず、支障をきたしている																		
<p>評価結果等の活用</p>	<p>教職員の公正な人事管理に資するとともに、評価結果のフィードバックを通じて資質・能力向上を図る。 評価結果を基礎資料として、次年度の昇給及び勤勉手当へ反映させる。</p>																		
<p>その他</p>	<p>評価者研修テキスト(管理職向け)、教職員評価システムの手引き(教職員向け)を整備</p>																		

<警察本部長>

<p>評価制度の概要</p>	<p>人事評価は、実績評価及び能力評価の区分により実施している。</p> <p>1 実績評価 目標設定方式による評価、及び所掌する業務に対する成果やその過程における職務遂行に係る行為を定められた評価項目により評価する。</p> <p>2 能力評価 標準職務遂行能力に基づき、職務遂行に係る行為に現れた職員の保有する知識、判断等の能力を評価する。</p>
<p>対象職員</p>	<p>採用時教養終了後2月未満及び条件付採用期間中等の職員を除く警察官及び一般職員</p>
<p>評価期間等</p>	<p>実績評定及び能力評定</p> <p>(1) 評定日 : 12月1日</p> <p>(2) 評定期間 : 12月1日～翌11月30日</p>
<p>評価の基準</p>	<p>1 絶対評価（5段階評価） A：優秀 B：良好 C：普通 Dやや劣る～劣る E：大きく劣る</p> <p>2 相対評価（6段階評価） A：区分全体の10%以内 B：区分全体の25%以内 C+及びC：分布基準なし D及びE：区分全体の3%以上</p>
<p>評価結果等の活用</p>	<p>評価結果を人事管理に活用するとともに、評価の過程における指導育成や結果のフィードバックにより、活力ある組織を指向し職員の処遇の適正化を図った。</p>
<p>その他</p>	<p>人事評価の公平性を認識させるため、評価者に対する指導及び教養を実施した。</p>

3-1 職員の給与の状況（公営企業職員を除く。）

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の人件費
	人	千円	千円	千円	%	%
令和4年度	7,381,035	2,237,199,908	41,009,619	555,323,488	24.8	21.9

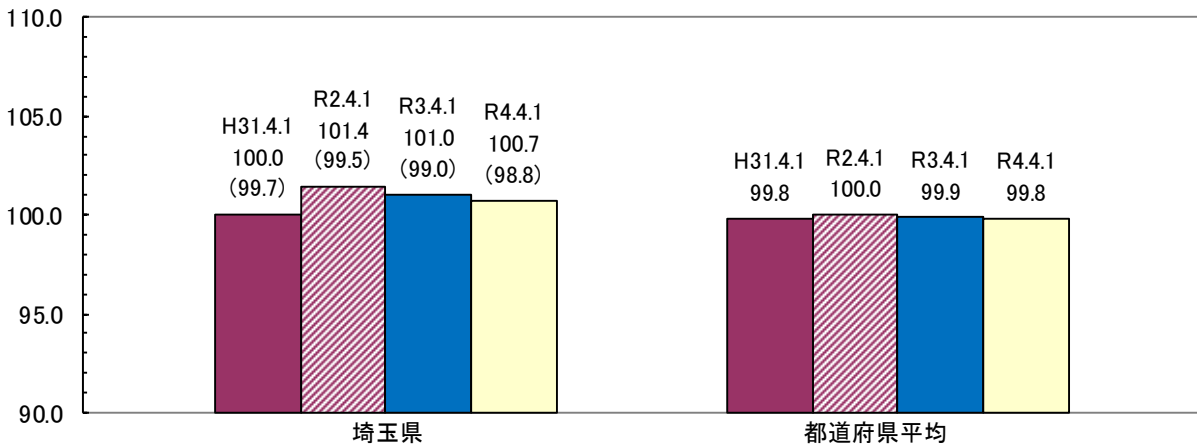
(注) 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
	人	千円	千円	千円	千円	千円
令和4年度	61,133	251,016,853	62,042,696	102,959,096	416,018,645	6,805

- (注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
 2 職員手当には退職手当を含みません。
 3 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。
 4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1+当該団体の地域手当支給率）／（1+国の指定基準に基づく地域手当支給率）により算出。）

(4) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.8 歳	317,507 円	410,989 円
技能労務職	55.9 歳	332,633 円	386,940 円
高等学校等教育職	42.7 歳	359,575 円	426,491 円
小中学校教育職	39.6 歳	346,584 円	408,405 円
警察職	38.3 歳	337,130 円	484,044 円

- (注) 1 職種区分については、総務省地方公務員給与実態調査の職種区分表によります。（以下同じ）
 一般行政職・・・行政職給料表適用者（ただし、国の税務職俸給表及び福祉職俸給表に該当する職員、指導主事、社会教育主事並びに高等看護学院及び農業大学の教員を除く）及び事務職給料表適用者
 技能労務職・・・技能職給料表適用者
 高等学校等教育職・・・教育職給料表(1)適用者並びに高等看護学院及び農業大学の教員
 小中学校教育職・・・教育職給料表(2)適用者
 警察職・・・公安職給料表適用者
 2 「平均給料月額」とは、令和5年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
 3 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。

(5) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	194,711円	207,407円
	高校卒	161,396円	172,467円
技能労務職	高校卒	164,037円	175,819円
	中学卒	148,039円	156,774円
高等学校教育職	大学卒	217,565円	231,683円
	高校卒	173,178円	188,515円
小中学校教育職	大学卒	217,565円	231,683円
警察職	大学卒	225,690円	240,012円
	高校卒	198,165円	206,392円

(注) 高等学校教育職・・・高等学校等教育職から特殊教育諸学校、高等看護学院及び農業大学の教員を除いたもの

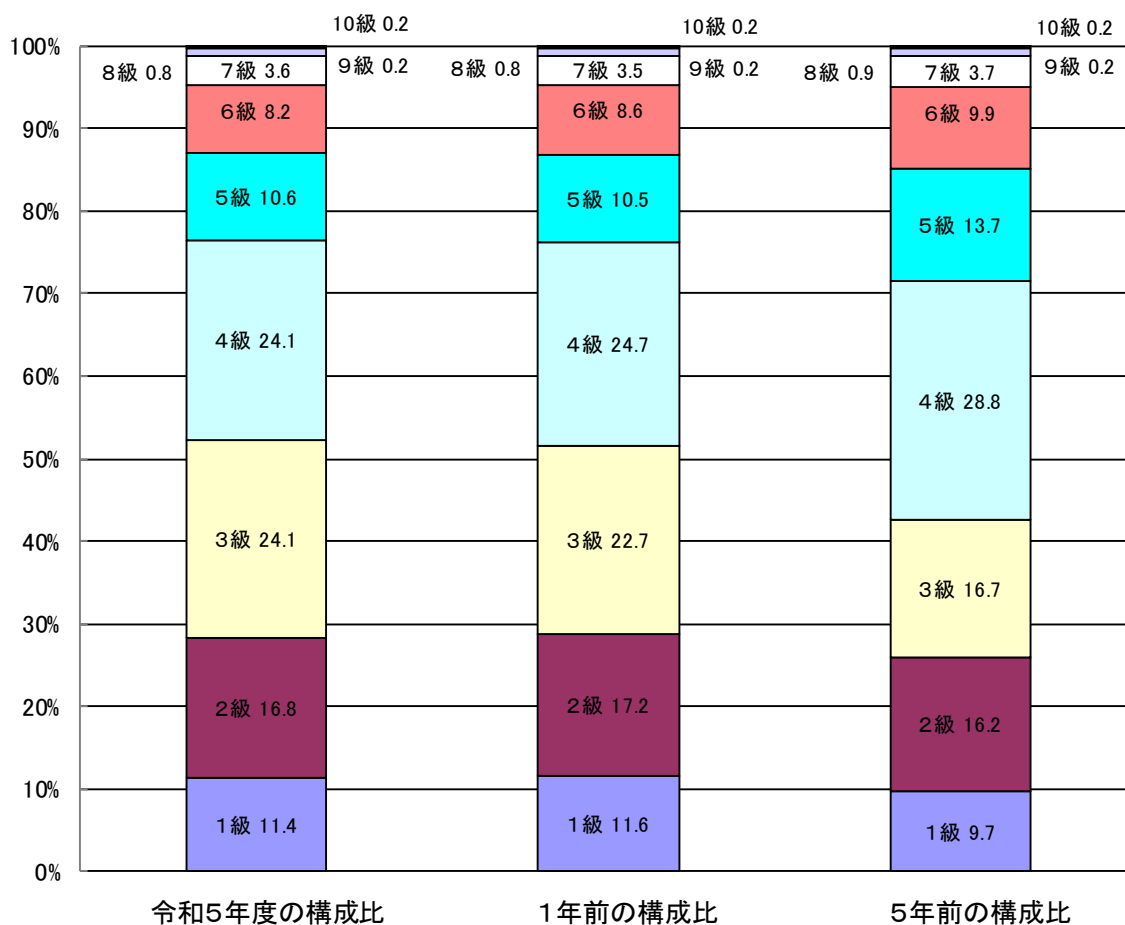
(6) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和5年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	291,408円	372,054円
	高校卒	251,946円	325,518円
技能労務職	高校卒	—	—
	中学卒	—	—
高等学校教育職	大学卒	345,971円	416,882円
	高校卒	283,450円	326,848円
小中学校教育職	大学卒	345,276円	412,903円
警察職	大学卒	315,860円	400,711円
	高校卒	281,272円	368,007円

(7) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和5年4月1日現在）

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査主任	主査	主幹	副課長主幹	課長	副部長	部局長	本庁部長	
職員数	人 1,064	人 1,572	人 2,246	人 2,246	人 985	人 768	人 331	人 72	人 18	人 17	人 9,319
構成比	% 11.4	% 16.8	% 24.1	% 24.1	% 10.6	% 8.2	% 3.6	% 0.8	% 0.2	% 0.2	% 100.0

- (注) 1 埼玉県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(8) 昇給への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。
 課所長級以上の職員については、人事評価結果を基に、昇給の号給数（8～0号給）を決定。
 副課長級以下の職員については、能力評価結果に基づき、昇給の号給数（5以上～0号給）を決定。

(9) 職員手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

埼 玉 県	国
1人当たりの平均支給額（令和4年度決算） 1,650千円	—
（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 （1.35月分） 勤勉手当 2.00月分 （0.95月分）	（令和4年度支給割合） 期末手当 2.40月分 （1.35月分） 勤勉手当 2.00月分 （0.95月分）
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

- (注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

【参考】勤勉手当への人事評価の反映状況（知事部局）

毎年度、実績評価及び能力評価で構成される人事評価を全職員に実施。実績評価結果に基づき、5段階の支給割合を決定。なお、再任用職員については4段階の支給割合を決定。

イ 退職手当（令和5年4月1日現在）

埼 玉 県			国		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和4年度決算)	(自己都合) 1,902千円	(勸奨・定年) 21,697千円			

- (注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。
2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）	21,684,332千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	355千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	9,307人
東京都特別区等	11.3%	12人

エ 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）	3,187,899千円
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	132千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度決算）	39.4%
手当の種類（手当数）	28手当

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
税務手当	県税事務所等に勤務する職員	県税の賦課徴収業務	月額 17,000 円 日額 650 円
福祉保健業務手当	福祉事務所等に勤務する職員	ケースワーク等の相談業務等	月額 9,700 円～20,000 円 日額 320 円
介助及び汚物処理作業手当	病院等に勤務する職員	入院患者の介助及び汚物処理の作業	月額 8,000 円 日額 320 円
動物取扱手当	保健所等に勤務する職員	野犬捕獲等の業務	日額 370 円～400 円 月額 12,500 円
土木作業手当	県土整備事務所等に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額 340 円
消防訓練指導手当	消防学校に勤務する職員	特に危険な消防訓練の指導業務	日額 370 円
公害調査等業務手当	環境管理事務所等に勤務する職員	有毒物を発散する場所での調査等	日額 370 円
し尿処理施設等検査手当	環境管理事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は浄化槽の立入検査等	日額 320 円
保安検査等業務手当	化学保安課等に勤務する職員	危険物貯蔵所の立入検査の業務	日額 370 円
試験等業務手当	試験研究機関等に勤務する職員	人体に有害なガスの発生を伴う業務	日額 300 円
放射線取扱手当	放射線を取り扱う職員	放射線照射装置を使用しての撮影又は透視作業	日額 320 円
防疫業務手当	保健所等に勤務する職員	感染症の患者の救護等	日額 320 円～4,000 円
用地交渉等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額 650 円
災害応急作業等手当	県土整備事務所等に勤務する職員	重大な災害が発生した道路等での応急作業等	日額 610 円～730 円
特殊現場作業手当	農林振興センター等に勤務する職員	高所や水中等特殊な場所での工事作業等	日額 320 円～370 円
遺体取扱手当	遺体を取り扱う職員	遺体を取り扱う作業	1 体 800 円～2,500 円
夜間看護手当	病院に勤務する看護師等	深夜の看護業務	勤務 1 回 2,150 円～7,300 円
変則勤務手当	変則勤務課所に勤務する職員	深夜の業務等	勤務 1 回 410 円～1,600 円
航空業務手当	防災航空隊に勤務する職員	搜索救難の業務	1 時間 1,900 円

警察業務手当	警察職員	犯罪捜査又は被疑者逮捕等の業務	日額 460 円等
東日本大震災対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災に対処するための原発敷地内等での業務	日額 660 円～13,300 円
原子力災害対処業務手当	原発敷地内等での業務に従事する職員	東日本大震災以外の原子力災害に対処するための原発敷地内等での業務	日額 40,000 円を超えない範囲内の額
多学年学級担当手当	小中学校の教育職員	2 年以上の学年の児童等で編成される学級での授業等	日額 290 円
兼務手当	県立高等学校の教育職員	正規の勤務時間外に行う兼務課程の勤務	1 時間 1,200 円～1,800 円
実習等指導手当	県立学校等に勤務する職員	農業実習の教育指導及び理療・看護の教育指導	月額 20,000 円 日額 180 円～400 円
教員特殊業務手当	教育職員	修学旅行での児童等の引率等	日額 900 円～16,000 円
教育業務連絡指導手当	教育職員	教務等についての連絡調整及び指導助言	日額 200 円
夜間学級担当手当	本務として夜間学級に勤務する職員	夜間学級の担当等	月額 21,000 円 日額 730 円

(注) 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	12,841,894 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	581 千円
支給実績（令和3年度決算）	13,190,952 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	596 千円

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 夜間勤務手当を含んでいます。

カ その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 5,083,994	千円 245
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 4,632,381	千円 330
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円(又は50,800円)以内	同		千円 87,559	千円 2,575
通勤手当	①交通機関（電車等）利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	異	支給上限	千円 6,151,094	千円 113
	②交通用具（自動車等）利用者 → 距離に応じた額	異	支給額等		

単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 17,534	千円 365
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4%~8%	同		千円 -	千円 -
へき地手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する学校職員に支給 → 支給率4~16%	同		千円 -	千円 -
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,046,005	千円 235
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円~31,500円	同		千円 1,324,496	千円 276
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円~18,000円	同		千円 85,923	千円 632
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間(深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 -	千円 -
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円~139,600円	同		千円 3,198,373	千円 815
義務教育等教員特別手当	義務教育諸学校等に勤務する教育職員に支給 → 月額2,000~8,000円			千円 2,281,285	千円 64
定時制通信教育手当	定時制の課程又は通信制の課程に勤務する教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額) 夜間勤務1回につき730円(日額)			千円 178,096	千円 319
産業教育手当	農業又は工業に関する実習を行う高等学校の教育職員に支給 → 各級ごとに定額(月額)			千円 217,811	千円 362
農林業普及指導手当	農業又は林業に関する普及指導業務を行う職員(管理職を除く。)に支給 → 支給率6%			千円 24,020	千円 264

(10) 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	知 事	1,420,000 円		
	副知事	1,134,000 円		
報 酬	議 長	1,144,000 円		
	副議長	1,016,000 円		
	議 員	927,000 円		
期 末 手 当	知 事 副知事	(令和4年度支給割合) 3.30月分		
	議 長 副議長 議 員	(令和4年度支給割合) 3.30月分		
退 職 手 当		(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)
	知 事	$1,420,000 \text{ 円} \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.60$	40,896,000円	任期毎
	副知事	$1,134,000 \text{ 円} \times 12 \times \text{在職年数} \times 0.46$	25,038,720円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額です。

3-2 公営企業職員の給与の状況

(1) 工業用水道事業

ア 職員給与費の状況（決算）

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円 1,649,366	千円 110,072	千円 159,121	% 9.7	% 10.5

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費22,872千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 26	千円 88,466	千円 26,999	千円 36,279	千円 151,744	千円 5,620

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和5年4月1日現在）

平均年齢	基本給	平均月収額
39.2歳	349,114円	523,821円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額（令和4年度決算）	
1,342 千円	
(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.40月分	2.00月分
(1.35月分)	(0.95月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・ 役職加算	5~20%
・ 管理職加算	15~25%

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当（令和5年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和4年度決算)	0円	0千円

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	7,393千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	284千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	25人

(注) 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	2,576千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	161千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度決算)	61.5%		
手当の種類 (手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度決算)	6,168千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	257千円
支給実績 (令和3年度決算)	9,043千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	348千円

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 2,573	千円 429
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 2,322	千円 290
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円 (又は50,800円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 3,711	千円 155
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特勤勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 1,318	千円 51
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき2,000円～18,000円	同		千円 6	千円 6
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間 (深夜)に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 0	千円 0
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 1,812	千円 906

(注) 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(2) 水道用水道事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円 45,269,694	千円 ▲817,338	千円 2,257,609	% 5.0	% 5.5

(注)1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費660,934千円を含みません。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 338	千円 1,331,987	千円 429,686	千円 544,227	千円 2,305,900	千円 6,822

(注)1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
40.9歳	327,510円	527,662円

(注)1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(令和4年度決算)	1,592 千円	
(令和4年度支給割合)	期末手当	勤勉手当
	2.40月分	2.00月分
	(1.35月分)	0.95月分)
(加算措置の状況)	職制上の段階、職務の級等による加算措置	
	・役職加算 5~20%	
	・管理職加算 15~25%	

(注)1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和5年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和4年度決算)	0千円	89,759千円

(注)1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	114,517千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	332千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	347人
東京都内	11.3%	1人

(注) 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	41,699千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	170千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度決算)	71.4%		
手当の種類 (手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	浄水場に勤務する職員	給水に関する現場業務等	月額13,000円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円
夜間業務手当	浄水場に勤務する職員	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜に行われる業務	勤務1回1,300円

(注) 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度決算)	126,873千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	404千円
支給実績 (令和3年度決算)	113,977千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	362千円

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数 (管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。) であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 35,071	千円 238
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 30,239	千円 340
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円 (又は50,800円) 以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関 (電車等) 利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 50,987	千円 160
	②交通用具 (自動車等) 利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0

特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 23,615	千円 75
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき1,050円~31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円~18,000円	同		千円 12	千円 4
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 0	千円 0
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円~136,000円	同		千円 30,580	千円 1,003

(注) 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(3) 地域整備事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円 11,878,948	千円 3,547,881	千円 209,060	% 1.8	% 4.1

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費217,018千円を含みません。

3 造成した産業団地の売却実績で、「総費用」が変動するため、年度により「総費用に占める職員給与費比率」が大きく異なることがあります。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 47	千円 186,823	千円 55,888	千円 78,393	千円 321,104	千円 6,832

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には退職手当を含みません。

3 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
41.5歳	366,186円	570,860円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(令和4年度決算)	
1,618 千円	
(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.40月分	2.00月分
(1.35月分)	(0.95月分)
(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和5年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~45%加算)	
1人当たりの平均支給額	(自己都合)	(勸奨・定年)
(令和4年度決算)	646千円	0千円

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	16,293千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	333千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	48人

(注) 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)	1,314千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	53千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度決算)	51.0%		
手当の種類 (手当数)	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
現場業務手当	地域整備事務所に勤務する職員	団地造成又は地域振興施設整備に関する現場業務等	月額7,800円 日額650円
用地交渉等業務手当	右の業務に従事する職員	用地取得又は損失補償の交渉業務	日額650円

(注) 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度決算)	14,936千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	347千円
支給実績 (令和3年度決算)	16,153千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	367千円

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ、4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当及び夜間勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制 度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 → 配偶者6,500円、子10,000円等	同		千円 4,964	千円 310
住居手当	借家等居住者 → 家賃に応じて月額最高28,000円	同		千円 4,388	千円 338
初任給調整手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 → 308,600円(又は50,800円)以内	同		千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 → 運賃等相当額 (原則として6カ月定期券価額)	同		千円 7,524	千円 171
	②交通用具(自動車等)利用者 → 距離に応じた額	同			
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 → 30,000円+加算額	同		千円 0	千円 0
特地勤務手当	生活の著しく不便な山間地に勤務する 職員に支給 → 支給率4~8%	同		千円 0	千円 0

休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×135/100	同		千円 156	千円 4
宿日直手当	宿直又は日直勤務をした場合に支給 → 勤務1回につき、1,050円～31,500円	同		千円 0	千円 0
管理職員特別勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支給 → 勤務1回につき、2,000円～18,000円	同		千円 32	千円 8
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの間（深夜）に勤務した職員に支給 → 勤務1時間当たりの給与額×25/100	同		千円 0	千円 0
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 → 月額25,900円～136,000円	同		千円 6,269	千円 1,045

(注) 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(4) 流域下水道事業

ア 職員給与費の状況(決算)

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和3年度の総費用に 占める職員給与費比率
令和4年度	千円 51,035,853	千円 △2,515,749	千円 729,139	% 1.4	% 1.3

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 資本勘定支弁職員に係る職員給与費439,084千円を含みません。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和4年度	人 127	千円 501,342	千円 142,585	千円 200,041	千円 843,968	千円 6,645

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員手当には、退職手当を含みません。

3 職員数は、令和5年3月31日現在の人数です。

4 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいません。

イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和5年4月1日現在)

平均年齢	基本給	平均月収額
43.0歳	372,895円	571,730円

(注) 1 基本給は、給料、扶養手当及び地域手当の合算額です。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当を含みます。

ウ 職員の手当の状況

(ア) 期末手当・勤勉手当

1人当たりの平均支給額(令和4年度決算)	
1,696千円	
(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当
2.40月分	2.00月分
(1.35月分)	0.95月分)
(加算措置の状況)	
職務上の段階、職務の等級による加算措置	
・役職加算	5~20%
・管理職加算	15~25%

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数字であり、現在、審議中です。

2 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(イ) 退職手当(令和5年4月1日現在)

(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年早期退職特例措置 (2~45%加算)	
1人当たりの平均支給額 (令和4年度決算)	(自己都合) 0千円	(勸奨・定年) 0千円

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 退職手当の1人あたりの平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額です。

(ウ) 地域手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)		44,537千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)		356千円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数
埼玉県内	8.3%	125人
東京都特別区等	11.3%	0人

(注) 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(エ) 特殊勤務手当 (令和5年4月1日現在)

支給実績 (令和4年度決算)		10千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)		1千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和4年度決算)		11.2%	
手当の種類 (手当数)		5手当	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
土木作業手当	下水道事務所に勤務する職員	交通の頻繁な道路上での測量等	日額340円
下水道施設検査手当	下水道事務所に勤務する職員	下水道の管渠及びマンホール内で行う調査等	日額320円
用地交渉等手当	下水道事務所に勤務する職員	用地取得等の交渉業務	日額650円
特殊現場作業手当	下水道事務所に勤務する職員	高所等特殊な場所での工事作業等	日額370円
災害応急作業等手当	下水道事務所に勤務する職員	重大な災害が発生した下水道施設での応急作業等	日額610円~730円

(注) 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

(オ) 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度決算)	44,341千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和4年度決算)	477千円
支給実績 (令和3年度決算)	42,166千円
職員1人当たり平均支給年額 (令和3年度決算)	458千円

(注) 1 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、それぞれ4月1日現在の職員総数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含んでいます。

3 休日勤務手当を含んでいます。

(カ) その他の手当 (令和5年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の 制度との異同	一般行政職の制度 と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和4年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給 →配偶者6,500円、子10,000円等	同	-	千円 14,784	千円 269
住居手当	借家等居住者 →家賃に応じて月額最高28,000円	同	-	千円 9,142	千円 397
初任給調整 手当	大学卒業後一定期間内に採用された 医師又は歯科医師の職員に支給 →308,600円(又は50,800円)以内	同	-	千円 0	千円 0
通勤手当	①交通機関(電車等)利用者 →運賃等相当額(原則として6カ月 定期券価額) ②交通用具(自動車等)利用者 →距離に応じた額	同	-	千円 15,455	千円 147
単身赴任手当	単身赴任の職員に支給 →30,000円+加算額	同	-	千円 0	千円 0
休日勤務手当	祝日等において勤務を命ぜられた職 員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×135/100	同	-	千円 54	千円 13
管理職員特別 勤務手当	管理職が祝日等に勤務した場合に支 給 →勤務1回につき2,000円~18,000円	同	-	千円 63	千円 5
夜間勤務手当	午後10時から翌日の午前5時までの 間(深夜)に勤務した職員に支給 →勤務1時間当たりの給与額×25/100	同	-	千円 1	千円 1
管理職手当	管理、監督の地位にある職員に支給 →月額57,800円~136,000円	同	-	千円 14,479	千円 1,034

(注) 令和4年度決算については、議会の認定に付されている数値であり、現在、審議中です。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 勤務時間の状況（令和5年4月1日現在）

ア 1週間の勤務時間

38時間45分

イ 勤務時間

開始時刻	終了時刻	休憩時間
午前8時30分	午後5時15分	午後0時00分～午後1時00分

(注) 勤務の特殊性その他の理由により、上記と異なる場合があります。

(2) 年次有給休暇の使用状況（令和4年1月1日～令和4年12月31日）

令和4年の職員1人当たりの平均使用日数：11.0日

(3) 病気休暇の取得状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

(単位：人)

任命権者名	取得者数
知事等	355
教育委員会	1,168
警察本部長	246
計	1,769

(4) 特別休暇の状況（令和5年4月1日現在）

種 類	付与日数
1 出産休暇	出産予定日6週間前の日から産後8週間を経過するまでの期間
2 通院休暇	妊娠満23週まで 4週間に1回 満24週から満35週まで 2週間に1回 満36週から出産まで 1週間に1回 産後1年まで 1回
3 通勤休暇	正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認められる時間
4 妊娠障害休暇	14日の範囲内において必要と認められる期間
5 育児休暇	1日2回（1日を通じて90分を超えない範囲内）
6 子育て休暇	義務教育終了前の子を養育する職員が、子の看護等で勤務しないことが相当であると認められるとき（一の年において7日（義務教育終了前の子が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）
7 家族看護休暇	配偶者、父母等を看護するために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において3日の範囲内の期間）

8 短期介護休暇	要介護者の介護等のために勤務しないことが相当であると認められる場合（一の年において5日（要介護者が2人以上の場合は10日）の範囲内の期間）																											
9 生理休暇	3日の範囲内においてその都度必要とする期間																											
10 忌引休暇	<table border="1"> <thead> <tr> <th>親族</th> <th colspan="2">日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配偶者</td> <td colspan="2">10日</td> </tr> <tr> <td></td> <th>血族</th> <th>姻族</th> </tr> <tr> <td>1 親等直系尊属</td> <td>7日</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>1 親等直系卑属</td> <td>7日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2 親等直系尊属</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>2 親等直系卑属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>2 親等傍系者</td> <td>3日</td> <td>1日</td> </tr> <tr> <td>3 親等傍系尊属</td> <td>1日</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	親族	日数		配偶者	10日			血族	姻族	1 親等直系尊属	7日	3日	1 親等直系卑属	7日	1日	2 親等直系尊属	3日	1日	2 親等直系卑属	1日	—	2 親等傍系者	3日	1日	3 親等傍系尊属	1日	—
親族	日数																											
配偶者	10日																											
	血族	姻族																										
1 親等直系尊属	7日	3日																										
1 親等直系卑属	7日	1日																										
2 親等直系尊属	3日	1日																										
2 親等直系卑属	1日	—																										
2 親等傍系者	3日	1日																										
3 親等傍系尊属	1日	—																										
11 父母等の追悼のための休暇	1日																											
12 夏季休暇	5日																											
13 感染症予防法による交通の制限若しくは遮断又は健康診断の場合	その都度必要と認められる期間																											
14 災害等又は交通途絶により出勤することが著しく困難な場合	その都度必要と認められる期間																											
15 災害等における退勤時の危険回避の場合	その都度必要と認められる期間																											
16 災害による住居の被災の場合	7日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
17 結婚休暇	7日の範囲内の期間																											
18 出生サポート休暇	5日（体外受精及び顕微授精を受ける場合は、10日）の範囲内の期間																											
19 出産補助休暇	3日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
20 男性職員の育児参加のための休暇	5日の範囲内においてその都度必要と認められる期間																											
21 ドナー休暇	その都度必要と認められる期間																											
22 献血休暇	その都度必要と認められる時間																											
23 ボランティア休暇	1の年において5日（委員会と協議して定めるときは10日）の範囲内の期間																											

(5) 介護休暇の取得状況 (令和4年度)

(単位:人)

	介護休暇 取得者数	要介護者 (職員との続柄別)							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	15	15	4	11	0	0	0	0	0
女性職員	27	27	1	16	9	0	0	1	0
計	42	42	5	27	9	0	0	1	0

(単位:人)

	計	介護休暇承認期間					
		1月以下	1月超え 2月以下	2月超え 3月以下	3月超え 4月以下	4月超え 5月以下	5月超
男性職員	15	4	5	2	3	0	1
女性職員	27	9	2	4	5	2	5
計	42	13	7	6	8	2	6

(6) 介護時間の取得状況 (令和4年度)

(単位:人)

	介護時間 取得者数	要介護者数 (職員との続柄別)							
		配偶者	父 母	子	配偶者 の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
男性職員	0	0	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	5	0	1	3	1	0	0	0	0
計	5	0	1	3	1	0	0	0	0

(単位:人)

	計	介護時間承認期間					
		6月以下	6月超 1年以下	1年超 1年6月以下	1年6月超 2年以下	2年超 2年6月以下	2年6月超
男性職員	0	0	0	0	0	0	0
女性職員	5	2	0	0	0	1	2
計	5	2	0	0	0	1	2

5 職員の休業に関する状況（令和4年度）（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 修学部分休業の状況

ア 取得状況等（令和4年度中に新たに修学部分休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	教育施設						
		大学院	大学	短期大学	高等専門学校	専修学校	各種学校	その他
男性職員	1	1	0	0	0	0	0	0
女性職員	1	0	0	0	0	0	1	0
計	2	1	0	0	0	0	1	0

イ 1週間の取得時間（平均）（同上）（単位：人）

	取得者数	1週間の取得時間（平均）			
		5時間以下	5時間超 10時間以下	10時間超 15時間以下	15時間超
男性職員	1	0	1	0	0
女性職員	1	0	0	0	1
計	2	0	1	0	1

(2) 自己啓発等休業の状況

ア 取得状況等（令和4年度中に新たに自己啓発等休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	取得事由						
		大学院	大学	外国の 大学院・大学	その他 教育施設	JICA等	姉妹 都市等	その他 奉仕活動
男性職員	1	0	0	1	0	0	0	0
女性職員	3	2	0	0	0	1	0	0
計	4	2	0	1	0	1	0	0

イ 承認期間（同上）（単位：人）

	取得者数	承認期間			
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	合計
男性職員	0	1	0	1	
女性職員	0	2	1	3	
計	0	3	1	4	

(3) 配偶者同行休業の状況

ア 取得者数等（令和4年度中に新たに配偶者同行休業を取得した職員について）（単位：人）

	取得者数	配偶者が外国に滞在する理由			
		外国での勤務	事業経営その他 個人が業として 行う活動	外国の大学にお ける修学	その他
男性職員	1	1	0	0	0
女性職員	4	4	0	0	0
計	5	5	0	0	0

イ 承認期間（同上）（単位：人）

	取得者数	承認期間			
		1年以下	1年超 2年以下	2年超 3年以下	合計
男性職員	0	0	1	1	
女性職員	1	1	2	4	
計	1	1	3	5	

(4) 育児休業等の状況

ア 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の取得者数

(単位：人)

		育児休業 取得者数	育児短時間 勤務取得者数	部分休業 取得者数	令和4年度中に新たに育児休業等が取得 可能となった職員数
男性職員	a	550	10	25	1,714
	b	541	10	25	
	c	3	0		
	d	6			
女性職員	a	1,242	190	377	1,235
	b	1,237	189	377	
	c	0	1		
	d	5			
計	a	1,792	200	402	2,949
	b	1,778	199	402	
	c	3	1		
	d	11			

(注) a段は、令和4年度中に育児休業等を取得した者の数の合計、b段は、令和4年度中に新たに育児休業等を取得した者の数、c段は、条例で定める特別な事情により再度の育児休業又は育児短時間勤務を取得した者の数、d段は、育児休業を取得後、再び育児休業を取得した者の数（c段に属するものを除く）です。

イ 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業の承認期間（令和4年度中に新たに育児休業（部分休業又は育児短時間勤務）を取得した職員について）

(ア) 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間						合計
	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	
男性職員	460	76	3	0	1	1	541
女性職員	67	268	311	251	151	189	1,237
計	527	344	314	251	152	190	1,778

(イ) 育児短時間勤務承認期間

(単位：人)

	育児短時間勤務承認期間				合計
	3月以下	3月超え 6月以下	6月超え 9月以下	9月超え	
男性職員	0	0	0	10	10
女性職員	3	8	5	173	189
計	3	8	5	183	199

(ウ) 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間						合計
	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	
男性職員	19	4	0	0	2	0	25
女性職員	259	66	12	24	14	2	377
計	278	70	12	24	16	2	402

(単位：人)

	1日の部分休業承認期間（平均）				合計
	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	
男性職員	5	9	5	6	25
女性職員	93	127	92	65	377
計	98	136	97	71	402

(5) 大学院修学休業の状況

ア 取得者数 (単位：人)

	取得者数
男性職員	1
	0
女性職員	0
	0
計	1
	0

(注) 上段は、令和4年度中に新たに大学院修学休業を取得した者の数、下段は、大学院修学休業の期間が令和3年度以前から令和4年度にかけて引き続いている者の数です。

イ 許可期間 (令和4年度中に新たに大学院修学休業を取得した職員について)

(単位：人)

	修学期間			合計
	1年	2年	3年	
男性職員	1	0	0	1
女性職員	0	0	0	0
計	1	0	0	1

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分者数

(単位：人)

降任		免職		休職		降給		合計		失職	
令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
0	0	0	2	746	807	0	0	746	809	0	0

(2) 処分事由別分限処分者数

(単位：人)

区 分	降任		免職		休職		降給		合計		失職	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
勤務成績が良くない場合 (法第28条第1項第1号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
心身の故障の場合 (法第28条第1項第2号、第2項第1号)	0	0	0	1	744	807	0	0	744	808	0	0
職に必要な適格性を欠く場合 (法第28条第1項第3号)	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	0
職制等の改廃等により過員等を生じた場合 (法第28条第1項第4号)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
刑事事件に関し起訴された場合 (法第28条第2項第2号)	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
条例に定める事由による場合 (法第27条第2項)	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0
合計	0	0	0	2	746	807	0	0	746	809	0	0
法第28条第4項により失職した者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(3) 懲戒処分者数

(単位：人)

戒告		減給		停職		免職		合計	
令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
18	19	13	14	7	5	8	12	46	50

(4) 処分事由別懲戒処分者数

(単位：人)

区分	戒告		減給		停職		免職		合計	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
法令に違反した場合 (法第29条第1項第1号)	9	5	9	5	4	2	5	8	27	20
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合 (法第29条第1項第2号)	6	4	0	2	0	1	1	0	7	7
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合 (法第29条第1項第3号)	3	10	4	7	3	2	2	4	12	23
合計	18	19	13	14	7	5	8	12	46	50

7 職員のサービスの状況（市町村立学校教職員を除く。）

(1) 職員の守るべき義務

サービスとは、職員が勤務に服するについての在り方をいいます。

サービスの根本基準については、地方公務員法第30条において、すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないことを規定しています。

職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法第31条から第38条までにおいて規定されていますが、サービスの根本基準を定めたこの第30条の規定は、これらの各規定を通じて基本原則となるものです。

また、教育職員のサービスに関する具体的な事項については、地方公務員法のほかに教育公務員特例法において規定されているものもあります。

地方公務員法に定める職員の守るべき義務については、次のとおりです。

- ① サービスの宣誓（地方公務員法第31条）
- ② 法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（地方公務員法第32条）
- ③ 信用失墜行為の禁止（地方公務員法第33条）
- ④ 秘密を守る義務（地方公務員法第34条）
- ⑤ 職務に専念する義務（地方公務員法第35条）
- ⑥ 政治的行為の制限（地方公務員法第36条）
- ⑦ 争議行為等の禁止（地方公務員法第37条）
- ⑧ 営利企業への従事等の制限（地方公務員法第38条）

なお、警察職員が行うサービスの宣誓の内容については、警察法第3条において、「この法律により警察の職務を行うすべての職員は、日本国憲法及び法律を擁護し、不偏不党且つ公平中正にその職務を遂行する旨のサービスの宣誓を行うものとする。」と規定されています。

また、教育公務員特例法に定めるサービスに関する事項は、次のとおりです。

- ① 兼職及び他の事業等の従事（教育公務員特例法第17条）
- ② 公立学校の教育公務員の政治的行為の制限（教育公務員特例法第18条）
- ③ 研修（教育公務員特例法第21条）

(2) 職員倫理規程

埼玉県職員倫理規程は、公務の公正さに対する県民の信頼を確保することを目的として、職員は県民全体の奉仕者であることなど、公務員としての基本的な心構えを明記したほか、公費支出事務処理に関する留意事項、関係業者等との接触に関する遵守事項などを具体的に定めたものです。

また、埼玉県警察職員の職務倫理及びサービスに関する規定は、職員は、警察の任務が県民から負託されたものであることを自覚し、県民の信頼にこたえることができるよう、高い倫理観のかん養に努め、職務倫理を保持しなければならないと規定しています。

(3) サービス規律の遵守に関する取組

ア 令和4年度に行った主な取組

任命権者	取組内容
知事等	「倫理推進員研修会」 7月に倫理推進員（各所属において所属長に次ぐ職位の者）研修会を開催し、職員の公務員倫理の意識の高揚を図った。 「部課所長会議」 部課所長会議等を実施し、全職員に対して意識啓発を行った。
教育委員会	事務局においては、不祥事根絶強化運動期間を定め、「不適切な公金等の取扱い」をテーマに職場研修を実施した。 県立学校においては、校長会議等の各種会議での指示や通知文書の発出により、各校において職員会議や研修会等の場を通じて所属職員へのサービス規律の徹底を図ることを指導した。
警察本部長	・ 警察学校における採用時教養及び各課程において、職務倫理（サービスを含む）教養を実施した。 ・ 各所属における職場教養において、グループ討議等の方法により職務倫理（サービスを含む）に関する教養を実施した。

イ 職員への周知の状況（令和4年度）

任命権者	周知の方法	周知した内容
各任命権者	各種会議、庁内LAN等	服務規律確保全般

(4) 職務に専念する義務の免除（令和4年度）

職務に専念する義務とは、「職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。」（地方公務員法第35条）とするもので、この義務の免除においては、条例及びその委任に基づく規則により限定的に認められています。

(5) 営利企業等の従事制限（令和4年度）

営利企業への従事等の制限とは、地方公務員法第38条により、職員は、任命権者の許可を受けなければ、営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等を兼ね、若しくは自ら営利を目的とする私企業を営み、又は報酬を得ていかなる事業若しくは事務にも従事してはならない、とするものです。

営利企業への従事等については、規則で定められた許可の基準等により限定的に認められています。

許可の状況（令和4年4月1日～令和5年3月31日）

（単位：件）

任命権者	従事の許可件数	主な許可事例
知事等	329	大学等の非常勤講師、検定にかかる兼業、柔剣道の審判員等
教育委員会	2,871	
警察本部長	78	
計	3,278	

8 職員の退職管理の状況

職員の退職管理に関する条例（平成28年埼玉県条例第7号）第3条の規定に基づく任命権者への届出件数（令和3年度退職者及び令和4年度退職者）

（単位：件）

職種 \ 区分	営利法人	非営利法人	合計
一般行政職	12	10	22
研究職	0	1	1
医療職	0	3	3
教育職	0	16	16
警察職	19	17	36
企業職	0	2	2
合計	31	49	80

9 職員の研修の状況

(1) 研修計画

任命権者	計 画
知事等 教育委員会	令和4年度県職員研修実施計画（教員を除く）
教育委員会	令和4年度教職員研修計画
警察本部長	令和4年度埼玉県警察教養計画

(2) 職員研修の実施状況

< 知事等及び教育委員会（教員を除く） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階層別基本研修	職務遂行上必要な基本知識及び技能を習得させるため、職務の階層別区分に従い実施する研修 9コース	それぞれ職務の階層別区分に該当する職員	自治人材開発センターほか	1～7日	4,622人
階層別選択研修	職務遂行上必要な専門的かつ高度な知識及び技能を習得させるために実施する希望性の研修 30コース	希望する職員など	自治人材開発センターほか	1～3日	1,505人
講師養成研修	研修の指導者として必要な知識と指導技術を習得させるために実施する研修 2コース	各職場の研修担当者など	自治人材開発センターほか	1日	332人
特別研修	職員の意識改革を図るために実施する上記以外の研修 20コース	研修内容による	自治人材開発センターほか	1～10日	1,331人

※他に職場研修、派遣研修、部局専門研修などを実施しています。

< 教育委員会（教員） >

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
年次研修	初任者、5年、10年、20年の経験年数に応じ、専門職として必要な知識及び技能等を修得するための研修 21講座	各経験年数に該当する教職員	県立総合教育センターほか	1日～23日	5,527人
特定研修	特定の職務研修に関する専門的な知識・技能、教育課題等に関する研修 19講座	推薦された教職員など	県立総合教育センターほか	1日～11日	1,462人
専門研修	教科等における指導力の向上を図るため幅広い知識・技能の修得を目指す研修 33講座	希望する教職員	県立総合教育センターほか	1～5日	1,276人
管理職研修	学校管理・運営、教育指導上の諸問題についての研修 6講座	校長、教頭、事務長など	県立総合教育センターほか	1～3日	649人

※他に職場研修、派遣研修などを実施しています。

<警察本部長>

研修名	概要	対象者	実施場所	期日	参加者数
階級別幹部任用科	職務執行する上で、指揮管理及び実務能力を修得させるため、階級区分に従い実施する研修 10課程 35回	それぞれの職務の階級区分に該当する職員	警察大学校 関東管区警察学校 埼玉県警察学校	12日間 ~73日間	733人
部門別任用科	各部門において職務を遂行する上で必要な基礎的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 4課程 6回	それぞれの部門に登用される(された)職員	埼玉県警察学校	12日間 ~26日間	186人
専科教養	特定の分野に関する専門的知識及び技能を修得させるために実施する部門別の研修 32課程 49回	それぞれの部門に該当する職員	埼玉県警察学校	4日間~ 15日間	1,264人
講習	特定の分野に関する専門的かつ最新の知識及び技能を修得させるために実施 160課程 829回	それぞれの部門に該当する職員	警察本部ほか	0.5日 ~33日	14,076人

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 厚生制度

<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和4年度)	対 象 者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線、尿検査等 5,005人	全員	○		
	がん検診	胃、肺、大腸 1,866人	希望者	○		
	人間ドック	胸部X線、尿検査等 3,758人	30歳及び35歳以上の希望者		○	
	歯科健診	歯、歯周、口腔検査 441人	26,31,41,51歳の者		○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング 11,540人	全員(一部35歳及び40歳以上)	○	○	
元気回復	スポーツ大会	バレーボール等 313人	各所属	○	○	
	マイセレクション事業	スポーツ、文化、健康管理等の分野選択 26,308人	全員		○	○
	その他	サークル活動の促進 17件	該当団体		○	
その他	ライフプラン	年代別セミナーの開催 556人	20歳以上の希望者	○	○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和4年度)	対 象 者	事業主体		
				県	共済	互助会
保 健	人間ドック	1泊ドック、1日ドック、脳ドック等 27,263人	希望者		○	○
	定期健診 (課・所・館)	胸部X線、尿・血液検査等 507人	全員	○		
	定期健診 (県立学校)	尿・血液検査等 8,597人	全員	○		
	結核健診 (県立学校)	胸部X線 8,461人	全員	○		
	がん検診	胃 2,515人	35歳以上希望者等	○		
	その他	健康相談、健康教育	全員	○		
元気回復	マイリフレッシュ	健康増進、元気回復、心身のリフレッシュ 64,761件	全員		○	○
その他	ライフプランセミナー	年代別セミナーの開催 1,013人	希望者	○	○	○

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和4年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
保健	定期健康診断	胸部X線撮影、尿検査等 6,612人	全員 (人間ドック希望者を除く)	○		
	人間ドック	胸部X線撮影、尿検査等 5,894人	希望者		○	
	脳ドック付き人間ドック	MRI、MRA等 181人	希望者		○	
	がん検診	胃、大腸、前立腺、婦人科 7,760人	希望者 (一部年齢制限有り)	○	○	
	その他	健康相談、健康教育、カウンセリング	全員	○	○	
元気回復	アフターファイブセレクション	スポーツ、文化、健康管理、 育児・介護の分野選択 11,001人	全員			○
その他	ライフプラン	年代別セミナー開催 1,621人	該当者	○	○	

(2) 共済制度
<知事等>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和4年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付(健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 244,183件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 2,925件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 4件	該当者		○	
その他給付	附加給付等	家族療養費附加金等給付、一部負担金 払戻金 1,634件	該当者		○	
長期給付(年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 110件	該当者		○	

<教育委員会>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和4年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 913,335件	該当者		○	
	休業給付	育児休業手当金等 18,111件	該当者		○	
	災害給付	災害見舞金等 4件	該当者		○	
その他 給付	附加給付等	家族療養費附加金等付加給付、 一部負担金払戻金 8,980件	該当者		○	
長期給付 (年金)	厚生年金の進達	老齢厚生年金等 1,856件	該当者		○	

<警察本部長>

区 分	事 業 名	内 容 件数等の実績(令和4年度)	対象者	事業主体		
				県	共済	互助会
短期給付 (健康保険)						
法定給付	保健給付	医療費、出産費等 346,306 件 育児休業手当金等 2,071 件	該当者 該当者		○ ○	
その他給付	附加給付	家族療養費附加金、一部負担金払戻金等 2,293 件	該当者		○	
年金給付 (年金)	厚生年金等の進達	老齢厚生年金等 557件	該当者		○	

(3) 安全衛生管理の状況

労働安全衛生法に基づき、事業者の責務としての職員の安全及び健康の確保や労働災害の防止に努めています。具体的には、産業医の配置、衛生管理者の業務支援などの管理体制を整備し、また、安全衛生委員会等を通じて職員の意見を聴取しながら、これらの施策を進めています。

(4) 公務災害の認定件数(令和4年度) (単位:件)

任命権者	公務災害	通勤災害	計
知事等	25	7	32
教育委員会	357	30	387
警察本部長	197	18	215
計	579	55	634

人事行政の運営等の状況の報告・条例第4条関係

第2 人事委員会の業務の状況

1 職員の競争試験及び選考の状況（令和4年度）

(1) 採用試験の実施状況（令和4年度）

ア 実施日程等

試験区分	試験職種	主な受験資格（加 ₁ 内の年齢は令和4年4月1日現在）	試験日程	合格発表日	試験方法
職員採用 上級試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 平成4年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人(21歳～29歳) 平成13年4月2日以降に生まれた人で、令和5年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人 福祉については、社会福祉主事の任用資格を有する人又は令和5年3月31日までに資格取得見込みの人 	第1次試験日 令和4年6月19日	第1次合格発表日 令和4年6月28日	第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分 専門試験 択一式40問 (一般行政、警察事務は50問出題 (選択解答制) 40問解答) 120分 第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 適性検査 ※新方式試験 第1次試験 専門試験 択一式40問解答 120分 第2次試験 人物試験 個別面接、プレ ゼンテーションを含む個別 面接、適性検査
	福祉				
	心理				
	設備				
	設備(新方式)				
	設備(警察)				
	総合土木				
	総合土木(新方式)				
	建築				
	建築(新方式)				
	化学				
農業					
林業					
警察事務職員採用上級試験					
市町村立小・中学校事務職員 採用上級試験					第1次試験 教養試験 択一式50問出題 (選択解答制) 40問解答 120分
免許資格職員 採用試験	薬剤師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人(23歳～35歳)で、薬剤師免許を有する人又は令和5年春季の国家試験で取得見込みの人 平成11年4月2日以降に生まれた人で、令和5年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、薬剤師免許を有する人又は令和5年春季の国家試験で取得見込みの人 			第2次試験 論文試験 1題 75分 人物試験 個別面接、 適性検査

	獣医師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年4月2日～平成11年4月1日に生まれた人(23歳～35歳)で、獣医師免許を有する人又は令和5年春季の国家試験で取得見込みの人 平成11年4月2日以降に生まれた人で、令和5年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、獣医師免許を有する人又は令和5年春季の国家試験で取得見込みの人 			
	保健師	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年4月2日～平成14年4月1日に生まれた人(20歳～35歳)で、保健師免許を有する人又は令和5年春季の国家試験で取得見込みの人 平成14年4月2日以降に生まれた人で、令和5年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、保健師免許を有する人又は令和5年春季の国家試験で取得見込みの人 			
	管理栄養士	<ul style="list-style-type: none"> 昭和61年4月2日～平成13年4月1日に生まれた人(21歳～35歳)で、管理栄養士免許を有する人又は令和5年春季の国家試験で取得見込みの人 平成13年4月2日以降に生まれた人で、令和5年3月までに大学卒業(見込み)又は人事委員会が同等の資格があると認める人で、管理栄養士免許を有する人又は令和5年春季の国家試験で取得見込みの人 			
職員採用 初級試験	一般事務	<ul style="list-style-type: none"> 平成13年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人(17歳～20歳) 	第1次試験日 令和4年9月25日	第1次合格発表日 令和4年10月5日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分
	設備		第2次試験日 令和4年10月13日～ 10月27日	最終合格発表日 令和4年11月25日	
総合土木					
警察事務職員採用初級試験					
市町村立小・中学校事務職員 採用初級試験					第2次試験 作(論)文試験 1題 60分 人物試験 個別面接、 適性検査
免許資格職職員 採用試験	司書	<ul style="list-style-type: none"> 平成4年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人(19歳～29歳)で、司書の資格を有する人又は令和5年3月31日までに取得見込みの人 			
経験者職員 採用試験	一般行政	<ul style="list-style-type: none"> 昭和38年4月2日以降に生まれた人(59歳未満)で、以下のいずれかの要件を満たす人 ① 大学を卒業(人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。)後、民間企業等における職務経験を5年 	第1次試験日 令和4年9月25日	第1次合格発表日 令和4年10月18日	第1次試験 教養試験 択一式40問 120分 論文試験 I 1題 75分
	心理		第2次試験日 令和4年10月30日	第2次合格発表日 令和4年11月25日	

	設備 総合土木 建築 農業	<p>以上有する人</p> <p>② 短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時間数が680時間以上のものに限る。）を卒業（人事委員会が同等の資格があると認める人を含む。）後、民間企業等における職務経験を7年以上有する人</p> <p>③ 民間企業等における職務経験を9年以上有する人</p>	第3次試験日 令和4年12月4日	最終合格発表日 令和4年12月13日	<p>第2次試験 論文試験Ⅱ 1題 75分 人物試験Ⅰ 個別面接、適性検査</p> <p>第3次試験 人物試験Ⅱ 個別面接</p>
警察官（巡査） 採用試験 県内第1回試験	I類	・昭和62年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和4年5月8日	第1次合格発表日 令和4年5月23日	第1次試験 教養試験 択一式50問 120分
	II類	・昭和62年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人（19歳～34歳）で、短期大学又は専修学校（2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。）を卒業した人又は令和5年3月までに卒業見込みの人等	第2次試験日 令和4年6月3日～7月3日	最終合格発表日 令和4年8月22日	<p>論（作）文試験 1題 60分（※） ※評価は第2次試験において行う</p> <p>第2次試験 人物試験 個別面接、適性検査 身体検査 体力検査</p>
	III類	・昭和62年4月2日～平成16年4月1日に生まれた人で、I類・II類に該当しない人（18歳～34歳）			<p>国際捜査Ⅰ類、サイバー犯罪捜査Ⅰ類、Ⅱ類</p> <p>第1次試験 専門試験Ⅰ 記述式 90分</p>
	国際捜査Ⅰ類	・前記I類の受験資格を有する人で語学（受験言語）が堪能な人			<p>論（作）文試験 1題 60分（※） ※評価は第2次試験において行う</p> <p>第2次試験 専門試験Ⅱ 口述式 人物試験 個別面接、適性検査 身体検査 体力検査</p>
	武道・体育指導Ⅰ類	・前記I類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上（大学卒業見込みの人に限り3段を含む。）の人			
	サイバー犯罪捜査Ⅰ類	・前記I類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。）に合格している人及び合格する見込みの人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する人又は有する見込みの人			
	サイバー犯罪捜査Ⅱ類	・前記II類の受験資格を有し、独立行政法人情報処理推進機構が実施する経済産業省認定の情報処理技術者試験（ITパスポート試験及び情報セキュリティマネジメント試験を除く。）に合格している人及び合格する見込みの人又は情報処理安全確保支援士となる資格を有する人又は有する見込みの人			
警察官（巡査） 採用試験 県内第2回試験	I類	・昭和62年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和4年9月18日 第2次試験日	第1次合格発表日 令和4年10月3日 最終合格発表日	

	Ⅱ類	・昭和62年4月2日～平成15年4月1日に生まれた人(19歳～34歳)で、短期大学又は専修学校(2年制以上の専門課程で年間授業時数が680時間以上のものに限る。)を卒業した人又は令和5年3月までに卒業見込みの人等	令和4年10月8日～10月30日	令和4年12月23日	
	Ⅲ類	・昭和62年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人で、Ⅰ類・Ⅱ類に該当しない人(17歳～34歳)			
	武道・体育指導Ⅰ類	・前記Ⅰ類の受験資格を有し、卓越した柔道又は剣道の技術を有する、いずれも段位が4段以上(大学卒業見込みの人に限り3段を含む。)の人			
警察官(巡査)採用試験 県外試験	Ⅰ類	・昭和62年4月2日以降に生まれた人で、大学を卒業若しくは令和5年3月までに卒業見込みの人又はこれらの人と同等の資格があると認められる人	第1次試験日 令和4年5月8日 第2次試験日 令和4年7月17日	第1次合格発表日 令和4年6月10日 最終合格発表日 令和4年12月23日	県内試験に準ずる。
警察官(巡査)採用試験 県外試験	Ⅲ類	・昭和62年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人で、Ⅰ類に該当しない人(17歳～34歳)	第1次試験日 令和4年9月18日 第2次試験日 令和4年11月13日(北海道) 11月19日(宮城)	第1次合格発表日 令和4年10月21日 最終合格発表日 令和5年1月20日	

イ 実施結果

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数	受験者数		
職員採用上級試験 ※1	一般行政	人 184	人 1,617	人 1,144	人 654	人 486	人 300	倍 3.8
	福祉	36	68	48	34	28	18	2.7
	心理	15	60	43	40	30	20	2.2
	設備	21	56	40	39	27	19	2.1
	設備(警察)	2	9	6	4	4	1	6.0
	総合土木	39	76	57	56	38	24	2.4
	建築	6	19	8	6	4	2	4.0
	化学	10	56	36	35	21	10	3.6
	農業	17	54	38	37	35	20	1.9
	林業	6	28	21	17	14	8	2.6
警察事務職員採用上級試験		27	192	129	84	77	24	5.4
市町村立小・中学校事務職員採用上級試験		18	230	168	81	73	22	7.6
免許資格職職員採用試験	薬剤師	5	34	27	20	19	9	3.0
	獣医師	13	27	21	21	17	14	1.5
	保健師	10	47	39	36	31	13	3.0
	管理栄養士	2	40	29	10	9	3	9.7
	司書	4	112	83	17	14	5	16.6
職員採用初級試験	一般事務	11	284	232	54	30	19	12.2
	設備	2	9	8	7	5	1	8.0
	総合土木	4	7	7	6	4	4	1.8
警察事務職員採用初級試験		16	142	118	90	76	32	3.7
市町村立小・中学校事務職員採用初級試験		12	165	140	69	52	28	5.0
経験者職員採用試験 ※2	一般行政	5	157	81	16	8	8	13.5

	心理	5	10	8	8	7 -	0 -	-
	設備	6	31	26	20	15 6	6 6	4.3
	総合土木	7	40	30	23	22 11	12 11	2.7
	建築	2	15	7	7	7 5	5 4	1.8
	農業	3	30	23	9	9 5	5 3	7.7
職員採用試験 計		488	3,615	2,617	1,500	1,170	626	4.2

※1 上級試験の設備、総合土木、建築は新方式含む。 ※2 上段は第2次試験、下段は第3次試験の受験者数及び合格者数

試験区分	試験職種	採用予定者数	申込者数	1次試験		2次試験 受験者数	最終合格者数	最終倍率
				受験者数	合格者数			
警察官男性	I類	人 213	人 2,893	人 1,397	人 1,138	人 880	人 279	倍 5.0
警察官男性	II類	15	1,116	598	291	197	30	19.9
警察官男性	III類	88	2,521	1,013	817	676	132	7.7
警察官女性	I類	37	783	389	310	233	55	7.1
警察官女性	II類	8	531	278	115	77	10	27.8
警察官女性	III類	17	775	322	251	200	51	6.3
国際捜査	I類	3	20	11	7	5	1	11.0
武道・体育指導	I類	5	12	8	8	6	3	2.7
サイバー犯罪捜査	I類	2	11	8	6	5	1	8.0
サイバー犯罪捜査	II類	2	5	3	2	1	1	3.0
県外募集	I類	4	58	48	4	3	1	48.0
県外募集	III類	21	78	68	6	4	1	68.0
警察官採用試験 計		415	8,803	4,143	2,955	2,287	565	7.3

(2) 採用選考の実施状況（令和4年度）

ア 採用選考実施状況総括表（単位：人）

区分	被選考者数	合格者数
割愛選考 ※1	55	55
定例選考 ※2	129	68
障害者選考	174	23
就職氷河期選考	465	11

※1 割愛選考とは、人事交流等により、国や他の地方公共団体等の職員を採用するための選考をいう。
 ※2 定例選考の対象の職は、児童福祉司、保育士などである。

イ 主な選考の実施状況

区分	被選考者数	合格者数	倍率	主な受験資格 (加コ内の年齢は令和4年4月1日現在)	選考日程	合格発表日	選考方法
障害者を対象とした選考	174	23	7.6	<ul style="list-style-type: none"> 昭和38年4月2日～平成17年4月1日に生まれた人(17歳～58歳) 身体障害者手帳を有し、障害の程度が1～6級の人 精神障害者保健福祉手帳を有する人 療育手帳又は知的障害者であることの判定書 1日7時間45分、週5日間、計38時間45分の職務の遂行が可能な人 	第1次選考日 令和4年10月16日 第2次選考日 令和4年11月12日	第1次合格発表日 令和4年11月4日 最終合格発表日 令和4年12月6日	第1次選考 教養試験 択一式40問 120分 作文試験 1題 60分 第2次選考 人物試験 個別面接
就職氷河期世代を対象とした選考	465	11	42.3	昭和45年4月2日から昭和61年4月1日までに生まれた人(36歳～51歳)	第1次選考日 - 第2次選考日 令和4年10月12日～10月24日、10月30日 第3次選考日 令和4年12月4日	第1次合格発表日 令和4年9月28日 第2次合格発表日 令和4年11月25日 最終合格発表日 令和4年12月13日	第1次選考 書類選考(申込時に提出) 第2次選考 基礎能力検査 適性試験 第3次選考 人物試験 個別面接

(3) 昇任試験の実施状況 (令和4年度)

警察官昇任試験実施状況

区分	申込者数	1次試験		2次試験		口述術科 受験者数	最終合格者数 B	最終倍率 A/B
		受験者数A	合格者数	受験者数	合格者数			
警部	1,841	1,805	401	396	130	130	78	23.1
警部補	2,813	2,727	619	606	278	278	195	14.0
巡査部長	2,626	2,572	644	639	420	420	294	8.7

(4) 昇任選考の実施状況 (令和4年度)

(単位：人)

職	被選考者数	合格者数
部長級	19	19
副部長級	50	50
課長級	91	91
副課長級	153	153
主幹級	237	237
主査級	268	268
警部	0	0
警部補	3	3
巡査部長	0	0

職員の任用に関する規則第21条の14第1項に係るもの

※上記のうち、選考に伴う試験の実施状況

区分	申込者数	第1次試験		第1次試験 免除者数 B	最終合格者数 C	最終倍率 (A+B)/C
		受験者数A	合格者数			
主査級 昇任試験	239	181	88	32	75	2.8

*申込者数には、第1次試験免除者32人を含む。

2 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

令和4年10月20日、地方公務員法の規定に基づき、議会及び知事に対して、職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告を行った。主な内容は次のとおりである。

1 公民給与較差に基づく給与改定

(1) 月例給（令和4年4月から実施）

令和4年4月分の民間給与と職員給与との比較を行った結果、職員給与が民間給与を下回ったことから給料表を引き上げる。

民間給与(A)	職員給与(B)	較差(A-B)
379,308 円	378,368 円	940 円 (0.25 %)

- ※ 民間給与との比較を行った職員の平均年齢 42.0歳
・ 給料表は、初任給をはじめ主として若年層について引上げ

(2) 特別給（令和4年12月から実施）

令和3年8月から令和4年7月までの1年間における民間の特別給の支給割合と職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数の比較を行った結果、職員の期末手当・勤勉手当の年間支給月数が民間の特別給の支給割合を0.09月分下回ったことから、職員の年間支給月数を4.40月に引き上げる。

民間の特別給	職員の期末手当・勤勉手当
4.39 月	4.30 月

2 人事管理に関する報告（意見）

(1) 人材の確保

- ・ 民間との人材獲得競争に対応できるよう、より多くの人を受験しやすい採用試験制度となるための検討が必要

(2) 人材の育成

- ・ 行政課題が複雑、高度化する中、専門研修や国・民間企業等との人材交流を推進するなど、専門知識を向上させ課題解決が図れる人材の育成が必要

(3) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

- ・ 意欲や能力等のある者が将来の県政の中核を担う人材へステップアップを図れるよう主査級昇任試験の受験率向上に取り組むことが必要

(4) 女性職員の活躍推進

- ・ 女性職員の能力や職歴、家庭事情などを十分に考慮して職域の拡大等を進めていくことが必要

(5) 性の多様性を尊重した職場づくり

- ・ LGB T Qの職員にとって働きやすい勤務環境としていくため、職員全体への研修の実施など意識啓発の充実を図ることが重要

(6) デジタルトランスフォーメーション(DX)の推進を踏まえた新たな働き方

- ・ 多様な人材が活躍できる新たな働き方として、引き続きテレワークを推進するとともに、デジタル技術の活用により生み出された時間を県民との対話や現場での対応に振り向け、県政の推進と働き方の質の向上を期待

- (7) 育児休業の取得促進など仕事と生活の両立支援の推進
- ・ 男性職員の育児休業取得を促進するため、男性職員、職場全体の意識改革を引き続き図ることが必要
- (8) 総実勤務時間の縮減（教職員の働き方改革）
- ・ 働き方改革は教育の質の確保の面からも極めて重要であり、働きやすい環境を整備することで、多くの優秀な教員を確保することが必要
- (9) 心身の健康管理
- ・ 管理職がメンタルヘルスについて正しい知識を持ち理解を深めることにより、未然防止、早期発見に努めるとともに、関係機関と連携することが必要
- (10) ハラスメントの防止
- ・ 職員一人一人が各種ハラスメントへの理解を深められるよう、研修の実施や相談窓口の周知徹底を図ることが必要

3 勤務条件に関する措置の要求の状況

(1) 令和4年度中に処理したもの

(令和5年3月31日現在)

事案名	要求者	要求内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和4年(措)第1号事案	知事部局主任(任期付職員)	他の地方公共団体に派遣された任期付職員の帰任に係る旅費の支給	R4.3.25	R4.11.2 判定 棄却	

処理 計1事案1件

(2) 係属中のもの なし

4 不利益処分に関する審査請求の状況

(1) 令和4年度中に処理したもの

(令和5年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
令和3年(不)第3号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R3.8.24	R4.12.22 処分承認	
令和4年(不)第1号事案	埼玉県警察本部	真意に基づかない 辞職を承認する処分	R4.3.23	R4.12.8 却下	

処理 計2事案2件

(2) 係属中のもの

(令和5年3月31日現在)

事案名	処分者	処分内容	受付年月日	審理の結果	備考
昭和60年以前7事案	埼玉県教育委員会	停職、減給、戒告	S35.1.12 外	係属中 12件	
令和4年(不)第2号事案	埼玉県教育委員会	懲戒免職	R4.6.9	係属中	

係属中 計8事案13件

告示

埼玉県告示第千二百八十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療扶助並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関又は施設を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

一 指定医療機関

名称	開設者名	所在地	指定年月日
医療法人社団栄美会 黄川田クリニック	医療法人社団栄美会	春日部市粕壁東三―三―三四	令和五年十月一日
本町在宅クリニック	一般社団法人癸卯会	久喜市本町三―一六―二三	令和五年九月十一日
よねだ内科・呼吸器クリニック	米田 紘一郎	鴻巣市袋字道上九〇―一 F U J I M A L L 吹上二階	令和五年十月一日
さざわ整形外科内科	医療法人松青会	戸田市中町一―一七―七リベラルⅡ一階	令和五年九月一日
志木いろは橋クリニック	医療法人翔馬会	志木市中宗岡五―一六―二―二	令和四年十一月一日
和光整形外科内科	医療法人松青会	和光市本町二二―一コーポ光一階	令和五年九月一日

すじの内科循環器 クリニック	医療法人社団慶宏 会 なすはら在宅 診療所	つばさ訪問ケア クリニック	いわさきハートク クリニック	おぎ歯科医院	ラビット歯科	ヒカリ歯科クリ ニック	安井歯科医院	齊藤歯科クリ ニック	サンドラッグ小敷 谷薬局	ドラッグセイムス 草加駅前一番通り 薬局
筋野 容守	医療法人社団慶 宏会	小林 一彦	医療法人光信会	御座 俊英	医療法人社団立 靖会	白石 正央	安井 照美	齊藤 建児	株式会社サンド ラッグ	株式会社富士薬 品
ふじみ野市西一―一五―八	熊谷市筑波三―一五四 二階	羽生市中央三―二―二三	幸手市南三―二―二七	鴻巣市新宿一―一五三	草加市氷川町二―二六―六 フナトビル四階	所沢市東町一三―一	飯能市栄町三―八	入間市小谷田一四〇五―三	上尾市小敷谷七九三―一	草加市高砂二―一―二三 草加SKビルF
令和五年十月 一日	令和五年十月 一日	令和五年九月 一日	令和五年九月 一日	令和五年九月 一日	令和五年十月 一日	令和五年十月 一日	令和五年十月 一日	令和五年十一 月一日	令和五年十月 一日	令和五年九月 三日

みなみ薬局	株式会社キリン堂	朝霞市朝志ヶ丘四―七―一四	令和五年九月一日
クスリのアオキ岡部薬局	株式会社クスリのアオキ	深谷市岡二―一四―一一	令和五年十月二日
訪問看護ステーション ヨんかえで毛呂山	株式会社アクテイ群馬	入間郡毛呂山町平山一―四一―一	令和五年九月一日
Ponos所沢	株式会社アロハホールディングス	所沢市緑町二―七―一六 三上ビル二階	令和五年八月一日
訪問看護ステーション ヨん緑	佐々木 数徳	狭山市南入曾四五―七斎藤店舗一〇二号室	令和五年九月一日

二 指定施術機関

氏名	住所	施術所		指定年月日
		名称	所在地	
田島 裕紀		馬喰町 はちはち接骨院	東京都中央区日本橋横山町八―五日本橋八八ビルB一	令和五年九月一日
吉澤 悟		ふじみ野ライフ接骨院	富士見市ふじみ野東一―二一―一―四〇三	令和五年十月一日
柳原 優希也		おおいずみ鍼灸院 田無院	東京都西東京市南町五―四―四向南ビル一階	令和五年九月一日
三浦 司		つかさ治療院	草加市旭町四―六―一八 パテラスクエア草加六〇二	令和五年十月二日

鈴木 紀雄	河部 健太郎
サージ けやき訪問マツ	マツサージ ひかり訪問鍼灸
五 所沢市下富一二五三一	階 さいたま市大宮区大成町 三―三三九―二光ビル三
二十日 令和五年九月	十九日 令和五年九月

告示

埼玉県告示第千二百八十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	変更事項	変更前	変更後
齊藤内科胃腸医院	名称	齊藤外科胃腸科医院	齊藤内科胃腸医院
在宅看護センター風	所在地	草加市金明町五六八 ープラザナカムラー 〇一	草加市金明町四一六 ー金明駒崎ビル二〇 二
訪問看護ステーション（仮称）	所在地	深谷市萱場二ー二〇 コーポハウデイ二〇 五号室	深谷市西島六 Kmフ ローレンス西島A棟一 〇三号室

二 指定施術機関

氏名	変更事項		変更前	変更後
	名称	所在地		
本多 正成	施術所			
	名称		（追加）	セリオ治療院
	所在地		（追加）	本庄市寿一ー二一 ー一一

根岸
諒

施術所

所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称
(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	(追加)	さいたま市見沼区東大宮四―二六―三 鯨井ビル二〇一	株式会社アメニテイ サービス
二 一六―一二―二〇 入間市東藤沢四―	KEiROW入間ス テーション	号室 A―NASU二〇五	東京都板橋区徳丸 一―九―一七CAS	KEiROW東武練 馬ステーション	さいたま市緑区中尾 三四三―一―二〇 一	KEiROWさいたま 緑区ステーション	KEiROW川越ス テーション

告示

埼玉県告示第千二百八十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び第五十五条第一項並びに中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条及び第五十五条第一項の規定による指定医療機関又は指定施術機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和五年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定医療機関

名称	所在地	廃止年月日
本町在宅クリニック	久喜市本町三―一六―二三	令和五年九月十日
医療法人社団康佑会 きざわ整形外科内科	戸田市中町一―一七―七	令和五年八月三十一日
志木いろは橋クリニック	志木市中宗岡五―一六―二―二	令和四年十月三十一日
医療法人社団康佑会 和光整形外科内科	和光市本町二―一―コーポ和光一階	令和五年八月三十一日
桂医院	所沢市山口一五二九―二三	令和五年九月三十日
医療法人啓仁会 成クリニック	所沢市久米五三二―一	令和五年九月三十日
医療法人臯月会 高野医院	比企郡小川町大塚一〇三	令和五年三月三十一日

いわさきハートクリ ニック	幸手市南三―一―二〇	令和五年九月一日
末柄歯科医院	加須市中央二―三―一九	令和三年四月三十 日
平沼歯科医院	秩父市上町一―六―二	令和五年六月三十 日
医療法人タカザワ歯 科医院	鶴ヶ島市脚折町三―一〇―一三	令和五年八月三十 日
ドラッグセイムス 草加住吉薬局	草加市住吉一―五―二 FTビル一階	令和五年九月二日
みなみ薬局	朝霞市朝志ヶ丘四―七―一四	令和五年八月三十 日
セキ薬局 高麗川店	日高市高麗川二―二五―一	令和五年九月三十 日

二 指定施術機関

氏名	住所	施 術 所		廃止年月日
		名称	所在地	
加藤 丈博		ミキ整骨院	所沢市小手指町一―一 五―一―一アゼリアV一 階	令和五年九月三十 日
宮東 真稀		はっとりはり・き ゆう接骨院（大成 院）	さいたま市大宮区大成 町一―三〇〇―二	令和五年九月三十 日

告示

埼玉県告示第千二百八十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項の規定による介護扶助のための居宅介護等及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による介護支援給付のための居宅介護等を担当する機関として、次の者を指定した。

令和五年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	薬局 マツモトキ ヨシ 草加店	
所在地	草加市高砂二 一六―九フ アミールプラ ザ草加一F	
開設者名	株式会社マツ モトキヨシ	
サービスの種類	居宅療養管理 指導	介護予防居宅 療養管理指導
指定年月日	令和五年六月一 日	
	アップル薬局 松原団地店	
	草加市栄町三 一六―二	
	株式会社ア ツケアネツ ト	
	介護予防居宅 療養管理指導	
	令和五年五月一 日	

告示

埼玉県告示第千二百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和五年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	変更事項	変更前	変更後	サービスの種類
吾妻地域包括支援センター	事業所所在地	所沢市久米一五三八―二	所沢市久米一五三八―九	介護予防支援
居宅介護支援事業所 うらら	事業所名称	草加市在宅福祉センター きくの里	居宅介護支援事業所 うらら	居宅介護支援
居宅介護支援事業所 はまゆう	事業所所在地	ふじみ野市上福岡六―四―五	ふじみ野市大井武蔵野六九八―四	居宅介護支援
ダスキンヘルスレント東松山ステーション	事業所名称	ヘルスレント東松山ステーション	ダスキンヘルスレント東松山ステーション	福祉用具貸与 特定福祉用具販売 介護予防福祉用具貸与
	事業所所在地	東松山市松葉一町一―二四―一〇	東松山市松本九町二―一―四	特定介護予防福祉用具販売

告 示

埼玉県告示第千二百八十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

宿直仮眠用寝具及び被留置者用寝具の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和5年9月15日

4 落札者の氏名及び住所

小山株式会社 奈良県奈良市大森町47番地の3

5 落札金額

240,909,314円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和5年8月1日

告 示

埼玉県告示第千二百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

ヘリコプターテレビシステムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年3月1日（金）から令和13年2月28日（金）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部警備部警備課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認めら

れた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 二瓶 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
警備部警備課 電話048-832-0110 内線5743

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年12月11日（月）午前9時55分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年12月8日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年12月11日（月）午前9時55分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和5年12月11日（月）午前10時

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年12月4日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類

を令和5年11月6日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301
埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))
へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を
受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of
System for Helicopter Television.

(2) Time - limit for tender: By the electronic tender system; 9:55 a.m.
December 11, 2023 By mail; 5:00 p.m. December 8, 2023 In person; 9:55
a.m. December 11, 2023

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance
Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Pre-
fectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

告 示

埼玉県告示第千二百八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

令和五年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 調達内容

(1) 購入等件名及び数量

運転免許証作成システムの賃貸借 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

(3) 履行期間

令和6年3月1日（金）から令和8年12月31日（木）まで。ただし、翌年度以降において、歳入歳出予算の当該契約の金額について減額又は削除があった場合は、当該契約を解除する。

(4) 納入場所

埼玉県警察本部交通部運転免許本部運転免許課長が指定する場所

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送又は持参による入札も認める。また、入札金額については、履行期間全体の総価を入力し、又は記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（令和4年埼玉県告示第747号）に基づき、業種区分「物品の賃貸」のA等級又はB等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

- (5) 納入しようとする物品が仕様書等に示す各要求事項に適合することを認められた者であること（詳細は、入札説明書及び仕様書による。）。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県警察本部
総務部財務局会計課調度係 二瓶 電話048-832-0110 内線2249

- (2) 入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

- (3) 仕様書の交付方法

次の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

〒365-8501 埼玉県鴻巣市鴻巣405番地4 埼玉県警察本部交通部運転免許本部
運転免許課講習係 電話048-543-2001 内線584

- (4) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年12月11日（月）午前10時25分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

(ア) 郵送の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年12月8日（金）午後5時まで

なお、書留郵便によること。

(イ) 持参の場合

競争入札参加資格の確認を得た日から令和5年12月11日（月）午前10時25分まで

- (5) 開札の場所及び日時

埼玉県警察本部総務部財務局会計課 令和5年12月11日（月）午前10時30分

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。）第93条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規則第81条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で令和5年12月4日（月）午後3時までに提出し、競争入札参加資格（上記2(5)に定める競争入札参加資格を除く。）の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を上記3(1)の提出場所に郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規則第97条又は埼玉県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年埼玉県規則第106号）第9条の規定に該当する入札書

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規則第94条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

上記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資

格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を令和5年11月6日(月)までに埼玉県総務部入札審査課審査担当(〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775(直通))へ送付すること。

(9) 支払条件

発注者埼玉県は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書及び仕様書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: A lease of Driver's License Creating System.

(2) Time-limit for tender: By the electronic tender system; 10:25 a.m. December 11, 2023 By mail; 5:00 p.m. December 8, 2023 In person; 10:25 a.m. December 11, 2023

(3) Contact point for the notice: Property Management Group, Finance Division, Finance Bureau, General Affairs Department, Saitama Prefectural Police Headquarters, 3-15-1 Takasago, Urawa-ku, Saitama-shi, Saitama-ken 330-8533, Telephone 048-832-0110 Ext.2249

告 示

埼玉県告示第千二百九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

令和五年十月三十一日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 1 購入等件名及び数量
交通管制システム保守業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県警察本部総務部財務局施設課安全施設係 埼玉県さいたま市浦和区高砂
3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和5年9月29日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
日信電子サービス株式会社 埼玉県さいたま市中央区鈴谷4丁目8番1号
- 5 契約金額
33,528,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠 井 文 大

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線 名 四百七号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
	鶴ヶ島市大字高倉字三角原一二四 二番三地先から同市大字高倉字三 角原一二四七番一六地先まで	区 間
	二四・七三ゝ 八三・六五	敷地の幅員 (メートル)
	二〇七・四一	延長 (メートル)
	平成三十年三月三十日付け埼玉県飯能県土 整備事務所長告示第十六号で告示した道路 予定区域の一部変更である。	備 考

告 示

埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和五年十月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県飯能県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月三十一日

埼玉県飯能県土整備事務所長 遠 井 文 大

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 川越越生線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>鶴ヶ島市松ヶ丘二丁目一番二地先から同市大字高倉字新右エ門前一一五八番五地先まで</p>	<p>鶴ヶ島市大字三ツ木（元関間新田分）字三角原一七九番一地先から同市大字高倉字新右エ門前一一六五番三九地先まで</p>	区 間
<p>一六・〇〇〇 三五・六四</p>	<p>二三・九〇〇 二七・〇〇〇</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>四、〇〇〇・九四</p>	<p>一、二九〇・六一</p>	延 長 (メートル)
<p>令和四年十二月二十七日付け埼玉県飯能県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路区域の一部変更である。 一部区間において、道路法第十七条第二項の規定に基づき鶴ヶ島市が特例管理を行う。 旧道は一般国道四百七号として存置する。</p>		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和五年十月三十一日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和五年十月三十一日

埼玉県越谷県土整備事務所長 小 島

茂

<p>路線名</p>	<p>越谷野田線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>北葛飾郡松伏町大字松伏字河原町三〇二七番一地 先から同郡同町大字松伏字河原町三〇六二番一地 先まで (ただし、関係図面に表示する部分に限る。)</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>令和五年十月三十一日</p>
<p>備考</p>	<p>平成二十年十二月五日 付け埼玉県越谷県土整備事務所長告示第三十五号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一九八・〇メートル</p>